

2023 年度聖学院大学大学院

秋期入学試験問題

[政治政策学研究科]
修士課程

社会人小論文（60分）

<注意事項>

- ① 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開かないで下さい。
- ② 監督者の指示により、解答を止めて下さい。
- ③ 試験終了後、問題用紙と解答用紙を回収します。
- ④ 机の上には、受験票・筆記用具のみを置いて下さい。
- ⑤ 質問等がある場合は、静かに挙手して監督者を待って下さい。

受験 番号		氏 名	
----------	--	-----	--

同封の小論文テーマから1問題を選択し、解答用紙に1200字以内で論じなさい。

なお、解答用紙に選択問題番号を記入しなさい。

(例：〔①〕)

「法人税は所得税の前どりである」とする考え方について説明し、それは日本における会社の実態や日本の法人税法に当てはまる考え方かどうかを述べなさい。

聖学院大学大学院 政治政策学研究科修士課程

入学試験問題解答例等

入試実施年度	問題番号	試験科目名
2023 秋期 (22 年度実施)	MPES-023	政治政策学研究科修士課程専門科目：税法分野科目

・入試問題解答例等

【設問】

「法人税は所得税の前どりである」とする考え方について説明し、それは日本における会社の実態や日本の法人税法に当てはまる考え方かどうかを述べなさい。

【解答例】（論述式）

法人税の課税根拠については、「法人税は所得税の前どりである」という考え方と、「法人税は独自の課税である」という考え方がある。

両者がそれぞれ前提とする発想を比較すると、次の通りである。「法人税は所得税の前どりである」という考え方は、法人は株主の集合体に過ぎない（法人擬制説）から法人は独立した納税者ではない、とする発想を前提とする。「法人税は独自の課税である」という考え方は、法人はそれ自体が独立の社会的存在である（法人実在説）から個人とは別個の独立した納税者である、とする発想を前提とする。とはいえ、どちらの考え方が日本における会社の実態や法人税法により良く当てはまるのかを、いきなり判断することは難しい。

一方で、両者からそれぞれ導かれる帰結を比較すると、次の通りである。「法人税は所得税の前どりである」とすれば、法人の所得に対して法人税を課し個人の配当所得に所得税を課すことは二重課税に該当する。ゆえに二重課税を排除するための措置が要請される。「法人税は独自の課税である」ならば、法人課税と個人課税は無関係であるから、両者の課税調整は必要としないこととなる。

そこで、課税調整が要請される根拠があれば「法人税は所得税の前どりである」という考え方が日本における会社の実態に当てはまる。課税調整が要請される根拠があるかどうかは、実際に個人株主が法人税の負担者となっているかどうかによる。このような筋道で、問題を実質的に検討することができると思う。

論理的には、法人に課せられる法人税は法人の所有者すなわち株式所有者が負担しており、法人の株式所有者は最終的には個人株主に帰着する。したがって、法人税の負担者は個人株主である、という考え方には十分な理由がある。しかし経済的には、法人税の負

担の少なくとも一部は、価格を通じて消費者に、賃金を通じて労働者に転嫁されているとも言われる。また、所有と経営の分離が進んだ大会社では配当政策の決定に対する個人株主の影響力は弱く、会社の所有者といってもその地位は形式化している。すなわち、法人税の相当部分は個人株主が負担しているとは言えるが、そうではない側面もある。したがって、「法人税は所得税の前どりである」という考え方は、日本における会社の実態に概ね当てはまるとは言えるが、そうではない側面もあるという評価になると思われる。

現行の所得税法では、「法人税は所得税の前どりである」という考え方に立つ規定がもうけられている。①法人の段階で納付した法人税に相当する金額を、その配当等を受けた個人が納付する所得税額から控除する（配当控除）、という規定である。

この配当控除が必要であるとした場合、内国法人とその株主である個人との中間段階に他の法人が株主として存在するときは、最終的に個人段階で納付する所得税額から法人税相当額を控除する際に、中間段階で法人税が課税された回数に応じて配当控除額を定めなければならないことになりそうであるが、そのような計算は技術的に不可能である。

そこで現行の法人税法では、②株主である法人が受け取った配当等の額については、その配当等に係る株式等の区分に応じて、その配当等の額の全額又は一定の算式により計算した金額を益金の額に算入しないこととしている（受取配当等の益金不算入制度）。すなわち日本の法人税法には、「法人税は所得税の前どりである」という考え方が当てはまるような規定が存在している。